証券コード　4440
2026年11月４日
（電子提供措置の開始日　2026年11月２日）

株　主　各　位

名古屋市中区新栄町一丁目1番地
株式会社ヴィッツ
代表取締役社長　服部博行

第30期定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

さて、当社第30期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申しあげます。

本定時株主総会の株主総会参考書類等（議決権行使書用紙を除く）の内容である情報（電子提供措置事項）は、電子提供措置をとっておりますので、以下の当社ウェブサイト等にアクセスのうえ、ご確認くださいますようお願い申しあげます。

当社ウェブサイト
https://www.witz-inc.co.jp/ir/news/meeting/

ネットで招集
https://s.srdb.jp/4440/

電子提供措置事項は、東京証券取引所（東証）のウェブサイトでも電子提供措置をとっております。以下の東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）にアクセスのうえ、「銘柄名（会社名）」に「ヴィッツ」または証券「コード」に「4440」（半角）を入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類/PR情報」の順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認いただけます。

東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）
https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show

また、インターネットまたは書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、後記３ページから４ページに記載の「議決権行使についてのご案内」をご高覧のうえ、2026年11月24日（火曜日）午後６時までに議決権を行使していただきますようお願い申しあげます。

敬具

記

1．日　　時　**2026年11月25日（水曜日）午前10時**
（受付開始時刻は午前９時30分を予定しております。）

2．場　　所　愛知県名古屋市中区新栄町一丁目1番地
明治安田生命名古屋ビル　16階　明治安田ホール名古屋
（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）

3．目的事項

報告事項　１．第30期（2025年９月１日から2026年８月31日まで）
事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
２．第30期（2025年９月１日から2026年８月31日まで）
計算書類報告の件

決議事項

第１号議案　剰余金の処分の件
第２号議案　定款一部変更の件
第３号議案　取締役８名選任の件
第４号議案　監査役３名選任の件

4．議決権の行使に関する事項

（1）　郵送による議決権行使の場合は、本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙に賛・否をご表示いただき、2026年11月24日（火曜日）午後６時までに到着するようご返送ください。

（2）　インターネットによる議決権行使の場合は、後記３ページから４ページに記載の「議決権行使についてのご案内」をご高覧のうえ、2026年11月24日（火曜日）午後６時までに行使ください。

（3）　書面とインターネットにより、二重に議決権を行使された場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。また、インターネットによって複数回議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。

（4）　書面（郵送）により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。

以　上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。

◎書面交付請求をいただいた株主様には、電子提供措置事項を記載した書面をあわせてお送りいたしますが、当該書面は法令及び当社定款第15条の規定に基づき、次に掲げる事項は除いております。

①　事業報告の「主要な事業内容」「主要な拠点」「従業員の状況」「主要な借入先の状況」「その他企業集団の現況に関する重要な事項」「新株予約権等の状況」「社外役員に関する事項」「会計監査人の状況」「業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況」

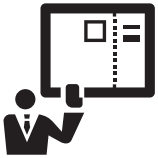
②　連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」「連結注記表」

③　計算書類の「株主資本等変動計算書」「個別注記表」

したがいまして、当該書面に記載している事業報告、連結計算書類及び計算書類は、会計監査人または監査役が会計監査報告または監査報告を作成するに際して監査した対象書類の一部であります。

◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記インターネット上の当社ウェブサイト等に掲載させていただきます。

◎お土産をご用意しておりますが、議決権行使書用紙の枚数にかかわらず、ご出席の株主お一人様に対し１個とさせていただきます。



議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆さまの大切な権利です。
株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使してくださいますようお願い申しあげます。
議決権を行使する方法は、以下の３つの方法がございます。



株主総会にご出席される場合

議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日　時

2026年11月25日（水曜日）
午前10時（受付開始：午前９時30分）



書面（郵送）で議決権を行使される場合

議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。

行使期限

2026年11月24日（火曜日）
午後６時00分到着分まで



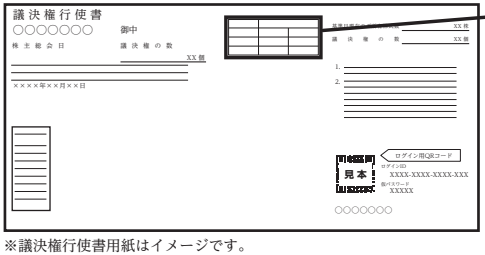
インターネットで議決権を行使される場合

次ページの案内に従って、議案の賛否をご入力ください。

行使期限

2026年11月24日（火曜日）
午後６時00分入力完了分まで

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内



※議決権行使書用紙はイメージです。

こちらに議案の賛否をご記入ください。

第１、２号議案

- **賛成の場合** ≫ **「賛」の欄に○印**
- **反対する場合** ≫ **「否」の欄に○印**

第３、４号議案

- **全員賛成の場合** ≫ **「賛」の欄に○印**
- **全員反対する場合** ≫ **「否」の欄に○印**
- **一部の候補者に反対する場合** ≫ **「賛」の欄に○印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。**

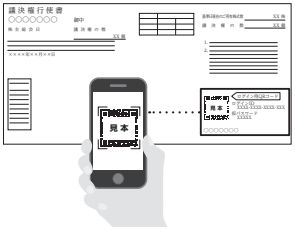
書面（郵送）及びインターネットの両方で議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

インターネットによる議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法

議決権行使書用紙に記載のログインID、仮パスワードを入力することなく、議決権行使サイトにログインすることができます。

1 議決権行使書用紙に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

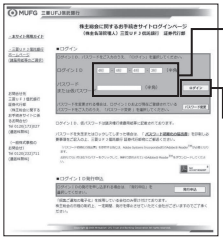


ログインID・仮パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト　**https://evote.tr.mufg.jp/**

1 議決権行使ウェブサイトにアクセスしてください。

2 議決権行使書用紙に記載された「ログインID・仮パスワード」を入力しクリックしてください。



3 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三菱UFJ信託銀行株式会社　証券代行部　ヘルプデスク
0120－173－027
（通話料無料／受付時間 9：00～21：00）

事　業　報　告

（2025年９月１日から
2026年８月31日まで）

１．企業集団の現況

⑴　当連結会計年度の事業の状況

①　事業の経過及び成果

当連結会計年度における我が国の経済は、雇用・所得環境の改善や各種政策の効果もあり、緩やかな回復が続くことが期待される一方、米国の通商政策や中東情勢の緊迫化等によるエネルギー・原材料価格の上昇や物価高の継続が我が国の景気を下押しするリスクとなっております。また、金融資本市場及び為替相場の変動等の影響にも十分注意する必要があり、依然として不透明な状況にあります。

当社グループのソフトウェア事業を取り巻く環境においては、引き続き開発依頼は堅調に推移しておりますが、米国の政策動向及び電気自動車の需要減退を背景とした、取引先におけるＥＶ関連プロジェクトの中止等の影響により、当第４四半期連結会計期間より受注への影響が発生しており、翌連結会計年度以降も不透明な状況が続くものと予想されます。当連結会計年度においては、自動車向けの売上に関して、主力であります組込みソフトウェアの売上が堅調に推移したことに加え、シミュレータ・仮想空間技術、セキュリティ及びセーフティの売上が好調に推移したため、売上高は前期比増収となりました。

営業利益においては、従業員給与水準の引き上げや事業の拡大・推進・強化等を目的とした人員の増強による人件費の上昇、外注費の増加に加え、Go-Tech事業（成長型中小企業等研究開発支援事業）に伴う研究開発費の増加、製品保証関連コスト、本社における増床関連コスト及び株式会社アグコントロールシステム（以下、ＡＧ社という。）の株式取得に伴うアドバイザリー費用等が発生したことにより売上原価及び販管費が増加したものの、売上高の増収に加え、売上総利益率が堅調に推移したことにより、販管費増を上回る売上総利益の増加となった結果、前期比増益となりました。

経常利益及び親会社株主に帰属する当期純利益においては、保険解約返戻金が減少したものの、営業利益及びGo-Tech事業（成長型中小企業等研究開発支援事業）に係る補助金収入が増加した結果、前期比増益となりました。

この結果、当連結会計年度の経営成績は、売上高5,790,442千円(前期比19.2％増)、営業利益673,904千円(同18.9％増)、経常利益700,660千円(同19.0％増)、親会社株主に帰属する当期純利益491,302千円(同15.8％増)となりました。

セグメント別の経営成績は、次のとおりであります。

なお、「その他」については、前第４四半期連結会計期間に新たに連結子会社とした株式会社リザーブマート（以下、ＲＭ社という。）及び当第３四半期連結会計期間に新たに連結子会社としたＡＧ社のみが含まれているため、前期比増減率及び前期額は記載しておりません。

１．ソフトウェア事業

当セグメントにおいては、自動車や産業機器向けの制御ソフトウェアの受託・エンジニアの派遣等を軸とし、これらのソフトウェア開発におけるセキュリティやセーフティコンサルティング、ＡＩ（人工知能）を自律化システム等に安全に搭載するためのＡＩセーフティコンサルティング、ロボットや自動走行車開発等におけるシミュレーション及びモデルベース開発技術の提案・開発・提供、これらの技術に関するノウハウを商材化した製品及びサービスの提供などを行っております。なお、テスコ株式会社、ＲＭ社及びＡＧ社以外の連結子会社は、当セグメントに含めております。

経営成績の状況といたしましては、自動車向けの売上に関して、主力であります組込みソフトウェアの売上が堅調に推移したことに加え、シミュレータ・仮想空間技術、セキュリティ及びセーフティの売上が好調に推移したため、売上高及びセグメント利益は前期比増収増益となりました。

この結果、売上高は4,852,910千円(前期比21.9％増)、セグメント利益(営業利益)は629,783千円(同24.6％増)となりました。

２．センシング事業

当セグメントにおいては、Ｘ線透過・ＣＴ装置の製造・販売・保守などを行っており、事業の特性上９月及び３月付近に売上が集中し利益貢献する傾向にあります。なお、連結子会社であるテスコ株式会社は当セグメントに含めております。

経営成績の状況といたしましては、Ｘ線透過・ＣＴ装置など大型案件の需要が高い状況にあり、案件の受注は堅調に推移しております。一方で、客先との納期調整等の影響により、前期と比較し大型案件に係る売上が減少したため、前期比減収減益となりました。

この結果、売上高は781,306千円(前期比9.3％減)、セグメント利益(営業利益)は34,080千円(同18.4％減)となりました。

３．その他

当セグメントにおいては、ＲＭ社及びＡＧ社が含まれております。

ＲＭ社は自治体や公共施設、音楽スタジオに向けてクラウド型施設予約シス

テムの開発、保守サービスを提供しております。

ＡＧ社は農業分野において、レーザーやＧＰＳ技術を活用したマシンコントロール装置の開発、設計及び販売等を行っております。事業の特性上５月から８月は閑散期となり、売上が減少する傾向にあります。なお、当連結会計年度に取り込まれたＡＧ社の財務数値は３月から８月の業績となります。

経営成績の状況といたしましては、ＲＭ社における施設予約システムの開発収益及び利用料収益、ＡＧ社におけるマシンコントロール装置の販売等が堅調に推移したものの、ＲＭ社における先行開発投資を兼ねた案件受注を行い、受注損失引当金を計上したこと及びＡＧ社の株式取得に伴うアドバイザリー費用等が発生したため、セグメント損失となりました。

この結果、売上高は165,517千円、セグメント損失(営業損失)は30,003千円となりました。

② 設備投資の状況

当連結会計年度中において実施いたしました当社グループの設備投資の総額は113,887千円であります。

セグメント別の主な設備投資は次のとおりであります。

（単位：千円）

セグメント	設備投資額	主な内容
ソフトウェア事業	94,971	ソフトウエア取得、備品購入、内装設備工事（注）２
センシング事業	18,916	備品購入、ソフトウエア取得
その他	－	－
合計	113,887	－

（注）１．上表には、ソフトウエア仮勘定の金額は含まれておりません。
２．ソフトウエアの取得は、主に市場販売目的のソフトウエア制作に係るものであります。

なお、当連結会計年度において継続中の重要な設備の新設及び重要な設備の除却、売却等はありません。

③ 資金調達の状況

当連結会計年度において重要な資金調達はなく、特記すべき事項はありません。

(2) 財産及び損益の状況

① 企業集団の財産及び損益の状況

区分	第 27 期 (2023年８月期)	第 28 期 (2024年８月期)	第 29 期 (2025年８月期)	第 30 期 (当連結会計年度) (2026年８月期)
売上高(千円)	2,501,479	3,477,560	4,856,610	5,790,442
経常利益(千円)	224,905	347,534	588,597	700,660
親会社株主に帰属する当期純利益(千円)	133,487	275,081	424,218	491,302
１株当たり当期純利益 (円)	32.46	67.71	106.49	122.97
総資産(千円)	2,923,214	3,563,676	4,072,109	4,628,878
純資産(千円)	2,311,783	2,479,259	2,837,744	3,291,183
１ 株当たり純資産額 (円)	559.15	614.38	708.46	817.05

② 当社の財産及び損益の状況

区分	第 27 期 (2023年８月期)	第 28 期 (2024年８月期)	第 29 期 (2025年８月期)	第 30 期 (当事業年度) (2026年８月期)
売上高(千円)	2,270,969	2,948,571	3,524,471	4,258,331
経常利益(千円)	186,782	288,513	436,965	572,386
当期純利益(千円)	111,889	224,364	329,762	439,511
１株当たり当期純利益 (円)	27.21	55.23	82.78	110.00
総資産(千円)	2,761,673	3,130,670	3,480,346	4,283,724
純資産(千円)	2,196,393	2,309,323	2,582,416	2,973,996
１ 株当たり純資産額 (円)	537.87	578.66	647.54	743.62

⑶ 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 子会社の状況

会社名	資本金（千円）	当社の議決権比率（%）	主要な事業内容
㈱アトリエ	16,300	100.0	・組込セキュリティコンサルティング ・組込セキュリティ教育 ・ソフトウェア開発に関する新規格調査 ・機能安全教育
㈱ヴィッツ沖縄	10,000	100.0	・組込ソフトウェア開発・評価支援
㈱スクデット・ソフトウェア	10,000	100.0	・ソフトウェア開発・評価
㈱クリスタライト	30,000	52.0	・事業分析（ビジネスアナリティクス）サービス ・AI・デジタル中核技術のシステムインテグレーションサービス ・ソフトウェア開発支援・オペレーションサービス
㈱イーガー	30,000	100.0	・コンピュータソフトウェア・ハードウェア開発の請負業務及び労働派遣業
テスコ㈱	30,000	100.0	・X線透過・CT装置の製造・販売・保守 ・X線透過・CT装置の仕様コンサルティング ・X線検査装置の主要部品（X線管球、X線直線加速器、検知器、照射ボックス、ガントリー等）の販売、据付、保守 ・X線を利用した非破壊検査サービス
㈱リザーブマート	3,000	100.0	・インターネット予約システムの運用と管理
㈱アグコントロールシステム	9,800	100.0	・マシンコントロール装置・ソフトウェアの開発、設計、生産、販売、サービス、技術サポート、レンタル

（注）1．特定完全子会社に該当する子会社はありません。

2．2026年3月2日に㈱アグコントロールシステムの全株式を取得し、連結子会社化しました。

⑷ 対処すべき課題

政府は、サイバー空間とフィジカル空間を高度に融合させ、経済発展と社会的課題の解決を両立する人間中心の社会「Society 5.0」を我が国が目指すべき未来社会の姿として提唱しております。また近年は、その実現を支える技術として、ロボットや自動走行車など実世界で自律的に認識・判断・行動する「フィジカルＡＩ」への注目が高まっております。当社グループは、Society 5.0の実現及びフィジカルＡＩの社会実装に必要な基本技術（シミュレーション、セキュリティ、セーフティ、ＡＩセーフティなど）を保有している点で競争優位性があると考えております。ロボットや自動走行車開発などにおけるシミュレーション技術の活用、安心安全にＩｏＴ（モノのインターネット）で人とモノがつながるためのセキュリティ技術、システムが組み込まれた製品が安全に動作するためのセーフティ、ＡＩ（人工知能）を自律化システム等に安全に搭載するためのＡＩセーフティなど、未来社会の実現に向けて当社グループの技術に対する需要は今後も継続拡大するものと見込んでおります。

一方で、当社グループのソフトウェア事業を取り巻く環境は、電気自動車の需要減退を背景とした取引先におけるＥＶ関連プロジェクトの中止、品質不良案件発生への対応等の影響によりエンジニアの稼働率が低下しております。また、生成ＡＩの急速な進歩により、従来ヒトが行ってきた業務をＡＩが代替・補完できる範囲が広がりつつあり、このような変化に対応した人財の育成、スキル転換、高度化が進まない場合には、人件費負担が収益性に影響を及ぼす可能性があります。

このような状況を踏まえ当社グループは、安心、安全で豊かな未来社会の実現に向けて、半歩先の未来で求められる技術に継続的に目を向けながら、組織力・技術力・収益力における課題に対処するとともに、継続的に事業リスクを低減させるためガバナンス体制や内部統制の充実強化に努めてまいります。

①ソフトウェア事業

１．技術者育成と次世代技術の獲得（技術力）

当社グループの収益の源泉は高い技術力にありますが、当社グループを取り巻く事業環境は、技術の進歩が速く、顧客や社会のニーズも変化しやすい状況にあります。このような環境の下で当社グループが持続的に成長していくためには、需要に応じた技術力強化と未来社会に必要とされる技術を継続的にキャッチアップしていく必要があると考えております。

このような課題に対処するため、当社グループは従業員のスキル棚卸と人財ポートフォリオ管理によりターゲットを絞り、生成ＡＩの活用を前提とした育成及び採用に努め、スキル向上のための教育プログラムの確立に取り組みます。

また、エンジニア専門職による後進への技術教育、先行的な技術動向の情報収集・研究を推進し、継続的な技術力強化と次世代技術の獲得を図ってまいります。

２．人的資本の有効活用による収益性の向上（収益力）

当社グループの収益は、ＳＥＳ（ソフトウェア・エンジニアリング・サービス）やソフトウェア受託開発等の労働力提供型の売上が多くを占めております。開発技術者が不足し、生成ＡＩによる業務の代替が進む事業環境において、このような労働力提供を主とした収益構造はリスクであり、限られた人財を最大限有効に活用し、収益性を向上させる必要があると考えております。

このような課題に対処するため、当社グループは蓄積した知財（技術、ノウハウ、情報等）をサービス・製品として提供・活用し、労働時間ではなく付加価値に応じて対価を得る収益構造へと変革を進めてまいります。また、自社開発の製品・サービスの販売拡大、労働力ではなく付加価値に応じた受注価額の設定等を実行するため営業力の強化に努めます。その他、人財の最適配置、事業ポートフォリオ管理、ＡＩ活用・ＤＸ化による開発効率の向上等をあわせて推進し、限られた人的資本を有効に活用することで売上高の拡大と利益率の向上に努めます。

②センシング事業

１．非破壊検査技術の高度化による収益性の向上（技術力・収益力）

Ｘ線ＣＴスキャン装置による非破壊検査技術は、航空機、自動車、医療機器など部品や製品の欠陥等が生命の危機に直結するようなものを非破壊で検査できるなど、人々の安全・安心な未来社会に貢献できる技術であり、潜在的・将来的なニーズは存在するものと考えておりますが、そのニーズを実現し、利用用途、分野の拡大を進めていくためには高精度化、高速化、自動化など技術的に解決しなければならない課題も多く、実用化に向け、性能を強化するための技術開発が必要であると考えております。

このような課題に対処するため、テスコ社が長年培ってきたＸ線装置に関する豊富な知識・経験と当社が保有するソフトウェア技術の融合により、非破壊検査技術の利用用途の拡充と価値の向上を図り、事業規模の拡大と高利益率化につなげてまいります。

③人財確保及び連携強化（組織力）

当社グループの最大の経営資源はヒトであると考えております。一方で、少子高齢化に伴う労働人口の減少に加え、生成ＡＩをはじめとする技術革新等により、ヒトに求められる役割・スキルは高度化しており、必要な人財の確保は中長期にわたる重要な経営課題であると考えております。また、限られた人財で技術進歩の速い事業環境に対応し、持続的な成長を実現していくためには、グループ一体となって

取り組んでいく必要があると考えております。

このような課題に対処するため、当社グループは、経営理念や経営方針の浸透活動を推進し、グループ構成員１人１人が共通の目標の実現に向けて自律的に考え、行動する良好な組織風土の醸成に努めます。また、Society 5.0やフィジカルＡＩの社会実装など、未来社会の実現を見据えた人財育成やリスキリングを推進するとともに、グループ内における技術・人財交流を促進し、環境変化に柔軟に対応できる組織体制の構築を進めてまいります。加えて、従業員の能力や貢献に応じた公正な評価・報酬制度の整備をはじめ、従業員の心と体の健康を重視した労働環境や福利厚生の充実など、従業員の働きやすい環境の整備を通じて、従業員エンゲージメントを高め、人財の確保・定着を図るとともに、グループ一体となって企業価値の向上に努めてまいります。

④コーポレートガバナンス及び内部統制の充実強化

当社グループは、持続的な成長と企業価値の向上のためには、経営戦略や資本政策等の各施策の実効性を担保し、企業経営、企業行動において公正な判断や運営が行えるように監視・統制することで事業リスクを低減していくことが必要と考えております。

このような課題に対処するため、当社グループは、コーポレートガバナンス・コードに則った監督機能の強化、報酬制度の改革、株主権利の確保等のガバナンス体制及び業務に組み込まれたプロセスである内部統制に対して継続的な検討及び見直しを行い、充実強化を図ってまいります。

2．会社の現況

⑴ 株式の状況（2026年８月31日現在）

① 発行可能株式総数　11,680,000株

② 発行済株式の総数　4,176,000株

③ 株主数　2,946名

④ 大株主

株主名	持株数	持株比率
株式会社Office Hat	610千株	15.25%
株式会社アイシン	300	7.50
オークマ株式会社	300	7.50
株式会社ＳＮＡ	281	7.02
武田　英幸	169	4.22
大西　秀一	166	4.15
服部　博行	136	3.42
ヴィッツ従業員持株会	127	3.19
脇田　周爾	118	2.95
Ｊ.Ｐ.ＭＯＲＵＧＡＮ　ＢＡＮＫ ＬＵＸＥＭＢＯＵＲＧ　Ｓ.Ａ. 381559 （常任代理人　株式会社みずほ銀行）	101	2.54

（注）持株比率は自己株式（176,659株）を控除して算出しております。

⑤ 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況

役員区分	株式数	交付対象者数
取締役(社外取締役を除く)	10,200株	４名

（注）当社の株式報酬の内容につきましては、事業報告「２．会社の現況 ⑵会社役員の状況 ④取締役及び監査役の報酬等 ロ.当事業年度に係る報酬等の総額(注)４.」に記載しております。

⑵ 会社役員の状況

① 取締役及び監査役の状況（2026年８月31日現在）

地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	服部博行	株式会社アトリエ　取締役会長
代表取締役副社長	大西秀一	ソフトウェア事業担当 テスコ株式会社　代表取締役会長 株式会社アトリエ　代表取締役副社長 株式会社クリスタライト　取締役 株式会社アグコントロールシステム　取締役
専務取締役	武田英幸	ソフトウェア事業担当 株式会社ヴィッツ沖縄　取締役会長 株式会社スクデット・ソフトウェア　取締役会長 株式会社イーガー　代表取締役社長
取締役	尾関和磨	総務部担当 株式会社ヴィッツ沖縄　取締役 株式会社スクデット・ソフトウェア　取締役 株式会社リザーブマート　代表取締役社長
取締役	領木正人	－
取締役	益川路隆	益川公認会計士事務所　所長 アイライフコンサルティングジャパン株式会社 代表取締役
取締役	山田洋	株式会社アイシン　執行幹部 同社製品開発センター　電子開発本部長
取締役	井川真由美	三好総合法律事務所　弁護士 ドレーゲルジャパン株式会社 Legal＆Compliance Counsel アリアケジャパン株式会社 社外取締役
常勤監査役	杉山幸隆	－
監査役	東幸哉	－
監査役	藤城徳州	株式会社アイシン　監査部　内部監査室主査

（注）１．取締役 領木正人氏、益川路隆氏、山田洋氏及び井川真由美氏は、社外取締役であります。
２．常勤監査役 杉山幸隆氏、監査役 東幸哉氏及び藤城徳州氏は、社外監査役であります。
３．常勤監査役 杉山幸隆氏は金融業界での長年の業務経験を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
４．当社は、取締役 益川路隆氏、井川真由美氏、常勤監査役 杉山幸隆氏を、株式会社東京証券取引所に対し独立役員として届け出ております。

② 責任限定契約の内容の概要

当社は取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）及び各監査役との間で、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第１項に定める最低責任限度額としております。

③　役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の３第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、株主や第三者等から損害賠償請求を提起された場合において、被保険者が負担することになる損害賠償金・訴訟費用等の損害を当該保険契約により補填することとしています。当該保険契約の被保険者は当社及び当社の全ての子会社の全ての取締役及び監査役であり、被保険者の実質的な保険料負担はありません。ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為の場合等一定の免責事由があり、役員等の職務の適正性が損なわれないように措置を講じています。

④　取締役及び監査役の報酬等

イ．役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2025年11月18日開催の取締役会において、2021年3月16日開催の取締役会において決議した取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を変更する決議をしております。そのため、2026年12月以降発生の取締役の報酬につきましては、変更後の決定方針に基づき支給を行います。なお、当該取締役会の決議に際しては、あらかじめ決議する内容について指名報酬委員会へ諮問し、答申を受けております。

2025年11月18日開催の取締役会において決議した変更後の取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針の内容は次のとおりです。

ａ．取締役の報酬の基本方針

当社の取締役の報酬については、以下に定める基本方針に従い決定する。

・当社グループの持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資するものであり、株主と価値を共有すること。

・当社の経営人財としての役割及び職責に相応しく、適格な能力要件を満たす人財の確保とリテンションに資する報酬水準であること。

・社外取締役が過半数を占める指名報酬委員会の審議を経ることで、客観性および透明性を確保すること。

ｂ．役員の報酬構成の概要

社内取締役の報酬の種類は、「基本報酬」、「賞与」及び「譲渡制限付株式報酬」とし、それぞれの報酬構成比率については、50：40：10を目安とする。

また、社外取締役の報酬は、固定報酬（無報酬を含む）のみの構成とし、職責に応じた「基本報酬」を毎月金銭により支給する。

ｃ．基本報酬

基本報酬は固定報酬とし、個人別の役位や会社への貢献度等を勘案して決定する。

支給は毎月金銭により行う。

ｄ．賞与

賞与は業績連動報酬とし、中期経営計画のマイルストーンである各事業年度の目標達成を後押しするため連結売上高及び連結営業利益を業績指標として評価を行い決定する。

各業績指標においては、賞与支給事業年度の前々年度の実績値を目標値とし、目標値に対する賞与支給事業年度の前年度の実績値の達成度に応じて各業績指標の評価係数を算定する。連結売上高及び連結営業利益の評価ウェイトは20：80とし、加重平均した評価係数を個人別の基本報酬の80％相当である基準賞与額に乗じて賞与支給額を算定する。

支給は年１回、定時株主総会終了から２ヶ月以内に金銭により行う。

ｅ．譲渡制限付株式報酬

譲渡制限付株式報酬は、役員報酬と株主価値との直接的な連動性を高め、取締役への中長期的な企業価値向上へのインセンティブを付与するため、当社の普通株式（譲渡制限付株式）を報酬として交付する。報酬額の算定は、個人別の基本報酬の20％相当の額に応じて算定した基準株式数に当該株式の割当に係る取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値を乗じた金額により行う。

支給は年１回、定時株主総会終了から２ヶ月以内に譲渡制限付株式の付与のための金銭報酬債権を報酬として支給し、当該金銭報酬債権の全部を現物出資財産として払い込むことにより、当社の普通株式を交付する。

なお、100株未満の交付株式数については、同株価により金額換算しd.の「賞与」に含めて金銭により支給を行う。

ｆ．報酬決定プロセス

各取締役に支給する個人別の報酬については、取締役会決議に基づき代表取締役社長にその具体的内容の決定を委任するものとする。

代表取締役社長は、本決定方針及び当社の業績を踏まえ、株主総会で決議した報酬等の総額の範囲内において、担当職責、各期の業績、貢献度等を総合的に勘案して報酬額を決定する。

なお、代表取締役社長は、当該決定にあたっては、委員の過半数が独立社外取締役で構成され、かつ独立社外取締役が委員長を務める指名報酬委員会からの答申を尊重するものとする。

ロ．当事業年度に係る報酬等の総額

役員区分	報酬等の総額（千円）	報酬等の種類別の総額（千円）			対象となる役員の員数（名）
		固定報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取締役（社外取締役を除く）	107,048	96,756	―	10,292	4
監査役（社外監査役を除く）	―	―	―	―	―
社外取締役	2,600	2,600	―	―	3
社外監査役	5,640	5,640	―	―	2
合計	115,288	104,996	―	10,292	9

（注）１．取締役の金銭報酬の額は、2017年8月30日開催の臨時株主総会において年額200,000千円以内（ただし、使用人給与分を含まない。）と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は、６名です。
　また、金銭報酬とは別枠で、2020年11月26日開催の第24期定時株主総会において、株式報酬の額として年額50,000千円以内（ただし、使用人給与分を含まない。）、株式数の上限を年50千株以内（社外取締役は付与対象外）と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役（社外取締役を除く）の員数は、５名です。
２．監査役の金銭報酬の額は、2017年8月30日開催の臨時株主総会において年額100,000千円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は、２名です。
３．社外取締役のうち1名と社外監査役のうち1名は無報酬のため人数に含めておりません。
４．固定報酬の額は、基本報酬と賞与の合計額を記載しております。
５．非金銭報酬等の内容は当社の株式であり、割当ての際の条件等は、事業報告「２．会社の現況　⑵会社役員の状況　④取締役及び監査役の報酬等　イ.役員報酬等の内容の決定に関する方針等」のとおりであります。また、当事業年度における交付状況は「２．会社の現況　(1)株式の状況　⑤当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況」に記載しております。
６．取締役会は、代表取締役社長服部博行氏に対し各取締役に支給する個人別の報酬の具体的な内容の決定を委任しております。委任した理由は、当社全体の業績等を勘案しつつ各取締役の担当部門について評価を行うには代表取締役が適していると判断したためであります。なお、委任された内容の決定にあたっては、事前に指名報酬委員会がその妥当性等について確認しております。

ハ．社外役員が当社の子会社から受けた役員報酬等の総額
該当事項はありません。

連結貸借対照表

（2026年８月31日現在）

（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
（資産の部）		（負債の部）	
流動資産	**3,398,336**	**流動負債**	**981,091**
現金及び預金	2,455,050	買掛金	132,456
受取手形、売掛金及び契約資産	428,748	未払法人税等	149,925
商品及び製品	154,031	未払消費税等	109,014
仕掛品	192,770	賞与引当金	292,294
原材料及び貯蔵品	29,687	製品保証引当金	54
前払費用	108,024	受注損失引当金	16,971
その他	30,023	その他	280,375
固定資産	**1,230,542**	**固定負債**	**356,603**
有形固定資産	**129,395**	繰延税金負債	5,753
建物及び構築物	99,666	退職給付に係る負債	262,607
減価償却累計額	△39,879	役員退職慰労引当金	4,096
建物及び構築物（純額）	59,786	長期未払金	84,145
工具、器具及び備品	380,637	**負債合計**	**1,337,695**
減価償却累計額	△312,393	（純資産の部）	
工具、器具及び備品（純額）	68,244	**株主資本**	**3,269,841**
その他	7,263	資本金	612,524
減価償却累計額	△5,898	資本剰余金	559,138
その他（純額）	1,364	利益剰余金	2,251,334
無形固定資産	**353,171**	自己株式	△153,154
のれん	249,299	**その他の包括利益累計額**	**△2,171**
その他	103,871	その他有価証券評価差額金	△2,171
投資その他の資産	**747,975**	**非支配株主持分**	**23,513**
投資有価証券	196,830	**純資産合計**	**3,291,183**
繰延税金資産	262,066		
保険積立金	125,380		
その他	163,698		
資産合計	**4,628,878**	**負債純資産合計**	**4,628,878**

（注）　金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

（2025年９月１日から
2026年８月31日まで）

（単位：千円）

科目	金額	
売上高		**5,790,442**
売上原価		**3,630,495**
売上総利益		**2,159,946**
販売費及び一般管理費		**1,486,042**
営業利益		**673,904**
営業外収益		
受取利息	6,591	
補助金収入	16,521	
助成金収入	1,700	
保険解約返戻金	1,841	
保険事務手数料	118	
受取手数料	108	
その他	1,479	28,361
営業外費用		
支払利息	151	
支払手数料	13	
為替差損	962	
保険解約損	373	
その他	104	1,605
経常利益		**700,660**
特別損失		
固定資産除却損	171	171
税金等調整前当期純利益		**700,488**
法人税、住民税及び事業税	219,693	
法人税等調整額	△17,574	202,119
当期純利益		**498,369**
非支配株主に帰属する当期純利益		7,067
親会社株主に帰属する当期純利益		**491,302**

（注）　金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

（2026年８月31日現在）

（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
（資産の部）		（負債の部）	
流動資産	**2,105,152**	**流動負債**	**978,566**
現金及び預金	1,577,519	買掛金	95,085
受取手形、売掛金及び契約資産	285,793	短期借入金	300,000
仕掛品	161,459	未払金	45,931
前払費用	67,254	未払費用	64,368
その他	13,125	未払法人税等	124,285
固定資産	**2,178,571**	未払消費税等	83,645
有形固定資産	**95,959**	賞与引当金	240,535
建物	69,601	製品保証引当金	54
減価償却累計額	△11,678	受注損失引当金	1,410
建物（純額）	57,922	その他	23,250
その他	96,487	**固定負債**	**331,160**
減価償却累計額	△58,450	長期未払金	79,324
その他（純額）	38,037	退職給付引当金	251,836
無形固定資産	**60,637**	**負債合計**	**1,309,727**
ソフトウエア	57,170	（純資産の部）	
ソフトウエア仮勘定	3,134	**株主資本**	**2,976,167**
その他	332	**資本金**	**612,524**
投資その他の資産	**2,021,973**	**資本剰余金**	**545,344**
投資有価証券	196,830	資本準備金	543,024
関係会社株式	1,372,565	その他資本剰余金	2,320
保険積立金	96,839	**利益剰余金**	**1,971,454**
敷金	137,059	利益準備金	4,512
繰延税金資産	212,237	その他利益剰余金	1,966,941
その他	6,441	別途積立金	10,000
		繰越利益剰余金	1,956,941
		自己株式	**△153,154**
		評価・換算差額等	**△2,171**
		その他有価証券評価差額金	△2,171
		純資産合計	**2,973,996**
資産合計	**4,283,724**	**負債純資産合計**	**4,283,724**

（注）　金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

（2025年９月１日から
2026年８月31日まで）

（単位：千円）

科目	金額	
売上高		**4,258,331**
売上原価		**2,812,897**
売上総利益		**1,445,433**
販売費及び一般管理費		**919,098**
営業利益		**526,335**
営業外収益		
受取利息	5,238	
受取手数料	23,340	
受取家賃	14,694	
その他	3,111	46,385
営業外費用		
支払利息	216	
その他	117	334
経常利益		**572,386**
特別利益		
関係会社清算益	16,186	
関係会社株式売却益	601	16,788
特別損失		
固定資産除却損	0	0
税引前当期純利益		**589,174**
法人税、住民税及び事業税	173,528	
法人税等調整額	△23,865	149,663
当期純利益		**439,511**

（注） 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2026年10月20日

株式会社ヴィッツ
　取締役会　御中

仰星監査法人
名古屋事務所

指定社員
業務執行社員　公認会計士　堤　紀彦

指定社員
業務執行社員　公認会計士　川合利弥

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、株式会社ヴィッツの2025年９月１日から2026年８月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ヴィッツ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

・　連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・　経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・　連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
・　連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2026年10月20日

株式会社ヴィッツ
　取締役会　御中

仰星監査法人
　名古屋事務所

指定社員
業務執行社員　公認会計士　堤　　紀　彦

指定社員
業務執行社員　公認会計士　川　合　利　弥

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、株式会社ヴィッツの2025年９月１日から2026年８月31日までの第30期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・　計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・　経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・　計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監　査　報　告　書

当監査役会は、2025年９月１日から2026年８月31日までの第30期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

（1）監査役会は、当期の監査の方針、監査計画を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、インターネット等を経由した手段も活用しながら、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

（2）各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

①　取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、内部監査室と連携して本社及び主要な事業所に関して業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び使用人等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて事業の報告を受けました。

②　事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③　会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を整備している旨の通知を受け、必要に応じて報告を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

２．監査の結果

（1）事業報告等の監査結果

① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

（2）計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人仰星監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

（3）連結計算書類の監査結果

会計監査人仰星監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年10月20日

株式会社ヴィッツ 監査役会

常勤監査役 杉山幸隆 ㊞

社外監査役 東 幸哉 ㊞

社外監査役 藤城徳州 ㊞

以 上

株主総会参考書類

第１号議案　剰余金の処分の件

当社は株主の皆様への利益還元を経営上の最重要課題のひとつと考え、安定配当の維持を基本としながら、今後の事業展開等を勘案して実施しております。

第30期の期末配当につきましては、第30期という節目の年を迎えることができましたことから、記念配当を加え、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

① 配当財産の種類
金銭といたします。

② 配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社普通株式１株につき金21円
（うち、普通配当18円・創立30周年記念配当３円）
この場合の配当総額は、83,986,161円となります。

③ 剰余金の配当が効力を生じる日
2026年11月26日（木曜日）

第２号議案　定款一部変更の件

(1) 提案の理由

今後の経営体制の変更に柔軟に対応し、株主総会の円滑かつ機動的な運営を可能とするため、株主総会の議長を取締役社長に限定せず、取締役会長または取締役社長が務めることができるよう、所要の変更を行うものであります。

(2) 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

（下線は変更部分）

現　行　定　款	変　　更　　案
第３章　株主総会	第３章　株主総会
（招集権者及び議長） 第14条　株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって取締役社長が招集する。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集する。 ２　株主総会においては、取締役社長が議長となる。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が議長となる。	（招集権者及び議長） 第14条　株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって取締役社長が招集する。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集する。 ２　株主総会においては、取締役会長または取締役社長が議長となる。議長となる者は、あらかじめ取締役会において定める。取締役会長及び取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が議長となる。

第３号議案　取締役８名選任の件

取締役８名全員が本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役８名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	ふりがな 氏名 （生年月日）	略歴、当社における地位及び担当 （重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
1	はっとりひろゆき 服部博行 (1967年３月23日)	1989年４月　㈱メイテック入社 1997年６月　㈱ソフィックス名古屋（現:当社）設立、入社 2007年６月　当社 取締役 2010年10月　当社 常務取締役CTO 2013年２月　㈱アトリエ設立 代表取締役社長 2014年10月　当社 専務取締役CTO 2015年12月　当社 代表取締役社長（現任） 2016年10月　㈱ヴィッツ沖縄設立 代表取締役社長 2017年10月　㈱アトリエ 取締役会長（現任） 2017年10月　㈱ヴィッツ沖縄 取締役会長 2021年10月　㈱イマジナリー 取締役会長 2022年３月　㈱スクデット・ソフトウェア 取締役会長 2024年３月　テスコ㈱ 取締役会長	136,800株

候補者番号	ふりがな 氏名 （生年月日）	略歴、当社における地位及び担当 （重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
2	おおにししゅういち 大西秀一 (1976年９月３日)	2001年４月　当社入社 2010年10月　当社 デジタル家電開発部部長 2014年11月　当社 執行役員 システムズエンジニアリング事業領域部長 2016年11月　当社 取締役 システムズエンジニアリング事業担当 2017年10月　㈱アトリエ 取締役 2020年７月　同社 代表取締役副社長 2021年９月　当社 取締役 サービスデザイン事業領域担当 2021年10月　㈱イマジナリー 代表取締役社長 2023年10月　㈱クリスタライト 代表取締役社長 2023年11月　当社 常務取締役CSO サービスデザイン事業領域担当 2024年９月　当社 常務取締役CSO ソフトウェア事業領域担当 2024年11月　当社 代表取締役副社長 CSO ソフトウェア事業担当（現任） 2025年10月　テスコ㈱ 代表取締役会長（現任） 2026年３月　㈱アグコントロールシステム 取締役（現任） 2026年４月　㈱クリスタライト 取締役（現任）	166,000株

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
3	武田 英幸（たけだ ひでゆき） (1967年12月20日)	1990年４月　㈱松下電器情報システム名古屋研究所入社 2008年１月　船井電機㈱入社 2013年２月　当社入社 2014年11月　当社 組込制御開発部部長 2014年11月　当社 執行役員 2016年10月　㈱ヴィッツ沖縄 取締役 2016年11月　当社 取締役 組込システム事業担当 2017年10月　㈱ヴィッツ沖縄 代表取締役社長 2021年９月　当社 取締役 ソフトウェア開発事業領域担当 2022年３月　㈱スクデット・ソフトウェア 代表取締役社長 2023年11月　㈱ヴィッツ沖縄 取締役会長（現任） 2023年11月　当社 常務取締役CDO ソフトウェア開発事業領域担当 2023年12月　㈱イーガー 代表取締役社長（現任） 2024年９月　当社 常務取締役CDO ソフトウェア事業領域担当 2024年11月　当社 専務取締役 CDO ソフトウェア事業領域（現任） 2024年11月　㈱スクデット・ソフトウェア 取締役会長（現任）	169,100株

候補者番号	氏名（ふりがな） （生年月日）	略歴、当社における地位及び担当 （重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
4	尾関 和磨（おぜき かずま） (1980年８月31日)	2007年12月　新日本監査法人（現：EY新日本有限責任監査法人）入所 2012年９月　公認会計士登録 2015年12月　㈱JPホールディングス入社 2018年６月　㈱ジェイキャスト 代表取締役社長、㈱日本保育総合研究所 取締役 2019年６月　当社入社 2023年10月　㈱クリスタライト 監査役（現任） 2023年11月　㈱ヴィッツ沖縄 取締役(現任） 2023年12月　当社 執行役員（経営企画室担当） 2024年11月　当社 取締役 CFO 総務部担当（現任） 2025年６月　㈱リザーブマート 代表取締役社長（現任） 2025年10月　㈱スクデット・ソフトウェア 取締役（現任）	5,200株
5	※ 柴田 知宏（しばた ともひろ） (1974年10月18日)	1999年４月　オークマ㈱入社 2025年１月　同社 FA開発部長 2025年７月　同社 エンジニアリング本部副本部長（現任） 2026年７月　同社 執行役員（現任） （重要な兼職の状況） オークマ㈱ 執行役員	－
	【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】 オークマ株式会社において長年にわたり制御装置等の開発マネジメントに携わり、幅広い技術的知見と豊富な経験を有しており、それらを当社の経営に反映していただくことを期待し、社外取締役候補者としました。		

候補者番号	氏名（ふりがな） （生年月日）	略歴、当社における地位及び担当 （重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
6	益川路隆（ますかわみちたか） (1971年５月19日)	1996年10月　中央監査法人入所 2000年４月　公認会計士登録 2007年１月　益川公認会計士事務所開設 所長（現任） 2007年10月　アイライフコンサルティングジャパン株式会社設立 代表取締役（現任） 2013年３月　名古屋税理士法人設立 代表社員 2022年11月　当社 社外取締役（現任） （重要な兼職の状況） 益川公認会計士事務所 所長 アイライフコンサルティングジャパン株式会社 代表取締役	－
	【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】 公認会計士として会計事務所を経営しており、当社の財務・経理・税務の業務について、専門的立場で適切な助言をいただくことを期待し、社外取締役候補者としました。		

候補者番号	ふりがな 氏名 （生年月日）	略歴、当社における地位及び担当 （重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
7	やまだ ひろし 山田 洋 (1967年２月７日)	1991年３月　アイシン・エイ・ダブリュ㈱（現：㈱アイシン）入社 2018年４月　同社 電子企画部 部長同社 電子事業本部副本部長 2019年４月　同社 理事 2020年４月　同社 電子技術本部副本部長 2021年４月　株式会社アイシン 理事 同社電子センター担当 2024年４月　同社 執行幹部 同社 製品開発センター 電子開発本部長（現任） 同社 EV推進ラボ 電子技術担当 2024年11月　当社 社外取締役（現任） （重要な兼職の状況） ㈱アイシン 執行幹部 同社 製品開発センター 電子開発本部長	－
	【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】 アイシン・エイ・ダブリュ株式会社（現：㈱アイシン）において、ソフトウェア事業の管理者として豊富な経験を有し、また、近年は株式会社アイシンの執行幹部として自動車業界の新技術対応を指揮されており、それらを当社の経営に反映していただくことを期待し、社外取締役候補者としました。 なお、同氏は、過去に会社の経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、社外取締役として、その職務を適切に遂行できるものと判断しております。		

候補者番号	氏名（ふりがな） （生年月日）	略歴、当社における地位及び担当 （重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
8	井川真由美（いかわまゆみ） (1975年10月４日)	2000年10月　日本国弁護士登録三好総合法律事務所弁護士（現任） 2008年６月　米国ニューヨーク州弁護士登録 2019年10月　株式会社キアゲンLegal Counsel 2024年11月　ドレーゲルジャパン株式会社Legal & Compliance Counsel（現任） 2024年11月　当社 社外取締役（現任） 2026年６月　アリアケジャパン株式会社社外取締役（現任） （重要な兼職の状況） 三好総合法律事務所 弁護士 ドレーゲルジャパン株式会社 Legal&Compliance Counsel アリアケジャパン株式会社 社外取締役	－
	【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】 弁護士として、企業法務の実務に携わるなど、豊富な経験及びグローバルな幅広い見識を有しております。加えて女性ならではの視点を踏まえたうえで、適切な助言、提言をいただくことを期待し、社外取締役候補者としました。 なお、同氏は、会社の経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、社外取締役として、その職務を適切に遂行できるものと判断しております。		

1．※印は、新任の取締役候補者であります。

2．柴田知宏氏、益川路隆氏、山田洋氏及び井川真由美氏は、社外取締役候補者であります。なお、当社は益川路隆氏及び井川真由美氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

3．柴田知宏氏の兼職先であるオークマ株式会社は、当社と営業取引の関係があります。また、同社は当社株式の7.50％を保有する大株主です。なお、同氏は現在、当社の特定関係事業者（主要な取引先）であります同社の業務執行者であり、過去10年間においても同社の業務執行者でありました。

4．山田洋氏の兼職先である株式会社アイシンは、当社と営業取引の関係があります。また、同社は当社株式の7.50％を保有する大株主です。なお、同氏は現在、当社の特定関係事業者（主要な取引先）であります同社の業務執行者であり、過去10年間においても同社の業務執行者でありました。

5．その他の候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

6．益川路隆氏、山田洋氏及び井川真由美氏は、現在、当社の社外取締役でありますが、各氏の社外取締役としての在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって益川路隆氏が４年、山田洋氏が２年、井川真由美氏が２年となります。
7．当社は、益川路隆氏、山田洋氏及び井川真由美氏との間で会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第１項に定める最低責任限度額としており、各氏の再任が承認された場合は、各氏との当該契約を継続する予定であります。また、柴田知宏氏の選任が承認された場合は、同氏との間で同様の責任限定契約を締結する予定であります。
8．当社は、保険会社との間で会社法第430条の３第１項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、被保険者の株主や第三者等から損害賠償請求を提起された場合において、被保険者が負担することになる損害賠償金・訴訟費用等の損害を当該保険契約によって填補することとしております（ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為の場合等を除く）。各候補者の選任が承認された場合、当該保険契約の被保険者に含められることとなります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

第４号議案　監査役３名選任の件

監査役全員（３名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、監査役３名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名（ふりがな） （生年月日）	略歴、当社における地位 （重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
1	杉山幸隆（すぎやま ゆきたか） (1958年７月27日)	1982年４月　㈱名古屋銀行入行 2007年１月　同行鳴仏目支店 支店長 2008年６月　同行三好支店 支店長 2010年６月　同行豊川支店 支店長 2012年４月　同行事務システム部副部長 2015年７月　名港海運㈱出向 2015年８月　名南共同エネルギー㈱出向 2018年７月　㈱名古屋銀行退行 2018年８月　名港海運㈱入社 2018年８月　名南共同エネルギー㈱出向 総務部長 2019年６月　同社 取締役総務部長 2021年４月　同社 取締役管理部長 2022年６月　同社 取締役退任 2022年６月　名港海運㈱退社 2022年11月　当社 監査役（現任） 2023年11月　㈱アトリエ 監査役（現任） 2023年12月　㈱イーガー 監査役（現任） 2024年３月　テスコ㈱ 監査役（現任） 2024年10月　スクデット・ソフトウェア㈱ 監査役（現任）	―
	【社外監査役候補者とした理由】 杉山幸隆氏を社外監査役候補者とした理由は、金融機関での長年の経験と事業会社において経営に携わられたことから、財務、経理、事務管理システム及び経営全般の監査における有効な助言を期待し、社外監査役として選任しております。		

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位（重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
2	東 幸哉（ひがし ゆきや） (1957年９月22日)	1982年４月 松下電器産業㈱（現：パナソニック㈱）入社 2001年４月 同社九州マルチメディアシステム研究所 所長 2002年２月 同社アプライアンスソフト開発センター 所長 2007年４月 パナソニックR&Dセンターベトナム㈲ 社長 2010年６月 パナソニックR&Dセンター中国㈲ 総経理 2012年10月 パナソニック アドバンストテクノロジー㈱ 代表取締役社長 2017年10月 同社 顧問 2017年11月 当社 監査役（非常勤）（現任） 2019年10月 ArchiTek ㈱ 理事	ー
	【社外監査役候補者とした理由】 東 幸哉氏を社外監査役候補者とした理由は、パナソニック株式会社において長年にわたりソフトウェア開発に携わるとともに、同社の国内外の関連会社において代表取締役社長等を歴任しております。そのことから当社の属する業界における専門的な識見と経営全般に関する監査における有効な助言を期待し、社外監査役として選任しております。		

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位（重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
3	※ 森近正彦（もりちかまさひこ） (1971年６月10日)	2004年１月　アイシン精機株式会社（現：㈱アイシン）入社 2019年４月　同社 法務部 部長 2026年４月　同社 理事（現任） 2026年４月　同社 監査部担当（現任） （重要な兼職の状況） ㈱アイシン 理事 同社 監査部担当	－
	【社外監査役候補者とした理由】 森近正彦氏を社外監査役候補者とした理由は、同氏が株式会社アイシンの法務部における経験から培われた法令やコンプライアンスに関する高度な専門知識を当社の監査体制に反映していただきたいためであります。なお、同氏は過去に会社の経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、社外監査役としてその職務を適切に遂行できるものと判断しております。		

（注）１．※印は、新任の監査役候補者であります。

２．森近正彦氏の兼職先である株式会社アイシンは、当社と営業取引の関係があります。なお、同氏は現在、当社の特定関係事業者（主要な取引先）であります同社の業務執行者であり、過去10年間においても同社の業務執行者でありました。

３．その他の候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

４．杉山幸隆氏、東幸哉氏及び森近正彦氏は、社外監査役候補者であります。

５．当社は、杉山幸隆氏及び東幸哉氏との間で会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第１項に定める最低責任限度額としており、各氏の再任が承認された場合は、各氏との当該契約を継続する予定であります。また、森近正彦氏の選任が承認された場合は、同氏との間で同様の責任限定契約を締結する予定であります。

６．当社は、保険会社との間で会社法第430条の３第１項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、被保険者の株主や第三者等から損害賠償請求を提起された場合において、被保険者が負担することになる損害賠償金・訴訟費用等の損害を当該保険契約によって填補することとしております（ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為の場合等を除く）。各候補者の選任が承認された場合、当該保険契約の被保険者に含められることとなります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

７．杉山幸隆氏及び東幸哉氏は、現在、当社の社外監査役でありますが、各氏の監査役としての在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって杉山幸隆氏が４年、東幸哉氏が９年となります。

8．杉山幸隆氏は東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、同氏の再任が承認された場合には、引き続き独立役員とする予定であります。

以上

＜ご参考＞
①第３・４号議案をご承認いただいた場合の役員体制
当社の取締役・監査役が有している経験・能力は以下の通りです。

	氏名	属性	経営	技術・研究	財務・会計	法務	国際・多様性
取締役	服部博行		●	●			
	大西秀一		●	●			
	武田英幸		●	●			
	尾関和磨				●		
	柴田知宏	【新任】【社外】		●			
	益川路隆	【社外】【独立】			●		
	山田洋	【社外】		●			
	井川真由美	【社外】【独立】				●	●
監査役	杉山幸隆	【社外】【独立】	●		●		
	東幸哉	【社外】	●	●			●
	森近正彦	【新任】【社外】				●	

②取締役・監査役候補者指名の方針及び手続
当社の取締役・監査役候補者の指名については、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を図るため、的確・迅速・公正な意思決定が行われるよう総合的に勘案し、知識・経験・能力のバランスが最適になるよう検討しております。
取締役の指名及び選解任にあたっての手続きとしては、独立社外取締役が過半数を占める指名報酬委員会にて、上記方針に従い検討・審議し、取締役会で内定の決議をしております。
監査役については、取締役会での内定の決議を踏まえ、監査役会の同意を得ることとしております。

株主総会会場ご案内図

会場：愛知県名古屋市中区新栄町一丁目1番地
明治安田生命名古屋ビル　16階
明治安田ホール名古屋
電話：（052）957-3331



交通　地下鉄栄駅　　5番出口より　　徒歩約1分

●駐車場をご用意いたしておりませんので、お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。
●当日ご出席の株主様にお土産をご用意しておりますが、ご持参の議決権行使書の枚数にかかわらず、ご出席の株主様お１人につき１個とさせていただきますのでご了承ください。

UD FONT
FSC www.fsc.org ミックス 紙｜責任ある森林管理を支えています FSC® C022915
VEGETABLE OIL INK